

しおかぜ

No.347

2021 11月号

shonanいまこの人

第4回 熊澤酒造(株) 六代目蔵元 熊澤茂吉氏……………2

令和4年度税制改正に関する提言……………3~4

青年部会「海岸清掃ボランティア」……………5

医療百話

『ロボット支援下手術について』……………5

第119回 税金よもやま話

『“仮想通貨と税金の仕組み”について教えてください!!』…………6

第44回「知って得する？」社労士の独り言

『復活した小学校休業等対応助成金』……………7

国税庁からのお知らせ……………8~9

地域の会員企業紹介……………10

令和3年度下期分口座振替のお知らせ……………10

おじゃましました♪会員訪問

Vol.040 長後製パンさん……………11



公益社団法人 藤沢法人会



— 第4回 —

熊澤酒造株式会社

六代目蔵元 **熊澤 茂吉さん**(襲名)

人物紹介

蔵元を中心に人々が集い、潤い、独特の文化が生まれる

茅ヶ崎市香川にある蔵元「熊澤酒造株式会社」。入口のアーチをくぐり抜け、敷地内に足を踏み入れると、自然に囲まれた別世界、心地よい空間が広がります。

明治5年創業の長い歴史を持つ蔵元ですが、存続が危ぶまれる危機もあったそうです。

「酒類がスーパーやディスカウントストアでも売られるようになると、下請けのような蔵元は売り上げが激減したのです。廃業危機の話は私は滞在中のアメリカで知ったんですが、後を継ぐつもりはありませんでしたから、最初は他人事のようにでした」。そう話すのは、六代目蔵元の熊澤茂吉さん。「ですが、帰国する時には決心を固めていました。やはり廃業は忍びないですから」。1993年入社。3年後代表就任とともに「茂吉」の名を襲名しました。最初のチャレンジは、全国に通用する日本酒の独自ブランドを立ち上げること。

完成まで時間を要するため、その間の収入源として、地ビール事業に着手。そして誕生したのが、「湘南ビール」です。5年後には、湘南の地酒「天青」がお披露目されました。

以降、熊澤酒造は大きく変革。敷地内に古民家を移築したレストランやビール酵母を活かしたベーカリーショップ、和食店をオープンし、造り酒屋の枠を超えた運営を行ってきました。「流通に自信がなかったので直売所が必要だったんです。最近、樽の熟成倉庫を作りましたから、入社以来ずっと工事をしています。開拓とか拡大と言われますが、うちの場合、すべて生き延びるための手段。必死なんですよ(笑)」

現在、力を注いでいるのが「酒米プロジェクト」です。「地元の水田を広げ、ゆくゆくはすべての地酒造りに使用する酒米を賄うためにスタートしました」。

昨年から、ジンだけでなくウイスキー造りの蒸留にも取り組み、3〜4年熟成させた後に出荷できるといいます。「これも、コロナで出荷が止まり人手があったからこそできたチャレンジです」と熊澤さん。

『よっぽうは日本を豊かにする。』という社是を掲げ、湘南に残された最後の蔵元として、受け取ったバトンを次の世代へと繋いでいます。



▲築450年の古民家を移築したダイニングレストラン「モキチトラットリア」。石窯で焼いたピッツァ、自家製生パスタ、ソーセージなどメニューは豊富。

地元農家の
皆さんと一緒に
茅ヶ崎の美味しさ、
湘南の味を極めます!!



▲「湘南ビール」。左から「ピルスナー」、「大仏ビール」、「江ノ島ビール」



▲日本酒の代表銘柄は「天青」や地元米使用の「河童」など。

約1,000坪の敷地内に醸造所、飲食店、ギャラリー&ショップが点在。茅ヶ崎と藤沢にも店舗あり。



熊澤酒造株式会社

神奈川県茅ヶ崎市香川7-10-7

0467-52-6118 (本部)

0467-52-6111 (モキチトラットリア)

0467-52-6115 (蔵元料理天青)

<https://www.kumazawa.jp/>



税制改正に関する提言



去る9月21日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和4年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

《はじめに》

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により未曾有ともいえる危機的事態に陥ったが、来年度には流行の収束が見込まれているほか、企業収益をはじめとして経済社会もコロナ前の状態に戻りつつある。このため、ポストコロナに向けた戦略をどう構築し実行していくかが最も問われている。

それにはコロナ禍によってもたらされた問題や課題を冷静に分析し解を見出す必要がある。その意味で最重要と言えるのは、莫大なコロナ対策費の財源を賄った国債、つまり膨大な借金をどう返済するかであろう。先進国の多くはこうした借金について返済計画の大枠を示しており、我が国も東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な方策を早急に策定すべきである。

今回のコロナ禍は国際経済の枠組みにも影響を与えた。その代表例は法人税の国際的な最低税率設定で各国が合意したことだろう。国債の返済財源確保が発端になったわけだが、近年の法人税率引き下げ競争に歯止めをかける意味でも明確な潮流変化と言える。また、喫緊の課題となった温室効果ガス削減を目指す脱炭素化は、産業界にとって重荷であると同時に成長のカギとなろう。

急激に拡大する中国のプレゼンスを警戒する米国主導の幅広い対抗戦略が先進各国に波及したのも新しい流れである。我が国もこれを受け、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2021）で「経済安全保障」という概念を示し、先端技術流出の防止や戦略的物資の供給網強靱化などを打ち出した。経済界もこうした内外のパラダイム変化を踏まえた対応が求められる時代に入ったといえよう。

また、コロナ禍が長期化した中で、医療界が内包する矛盾も明らかになった。急性期医療の脆弱さや大病院から診療所までの役割分担策の不在、デジタル化の遅れなどである。これを機に医療体制の抜本的な改革が必要であろう。

さらに強調したいのは、たとえコロナ禍が収束に向かったとしても、その後遺症は小さくないということである。とくに中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、対応は限界に達している。地域経済と雇用を担う中小企業が立ち直れなくなれば、我が国経済は土台から揺らぐことになる。税財政や金融面からの実効性ある対策が急務である。

《令和4年度税制改正スローガン》

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！



《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置では、資本金の額が1億円超10億円以下の中堅企業も青色欠損金の繰戻し還付制度を適用することが可能となった。その適用期限が令和4年1月末日までとなっていることから、延長を求める。



2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。

② 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。



4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。



青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜・東浜)



毎年5月30日(ゴミゼロ)直近の5月の日曜日に藤沢市と公益財団法人かながわ海岸美化財団が、藤沢市域海岸一帯のボランティア清掃として、ゴミゼロクリーンキャンペーンを主催しています。

青年部会も毎年、参加していますが、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置区域の指定を受け、開催が中止となった為、昨年同様に単独で海岸清掃を実施しました。今回は、台風16号が接近した翌日の夕刻より片瀬海岸の西浜と東浜に分かれて海岸清掃を行いました。

また緊急事態宣言解除後、最初の週末だったので、江の島周辺の海岸は大変混雑しており、昨年の同じ時期と比べるとゴミの量は大変多く、清掃は大変でしたが、少しでも海岸の美化に協力できたのではと思います。



医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 副院長
泌尿器科 吉田利夫



ロボット支援下手術について

2012年に移転前の湘南藤沢徳洲会病院にロボット支援下手術装置(da Vinci)が神奈川県で初導入されて今年で10年になろうとしています。今や県内には数十台のロボット装置が導入され、泌尿器科だけでなく、婦人科、外科でも通常の診療となりつつあります。現在、全国の徳洲会の病院だけでも17台が稼働しております。保険適応の疾患も次第に増加し、2021年時点で泌尿器科だけでも以下の5種類の手術が保険で受けられます。当初は癌の手術が主に保険適応になっていましたが、最近では良性疾患にも適応が広がっています(*)。

前立腺悪性腫瘍手術(前立腺全摘除術)
腎悪性腫瘍手術(小径腎腫瘍に対する腎部分切除術)
膀胱悪性腫瘍手術(膀胱全摘除術+尿路再建術)
腎盂形成術(腎盂尿管移行部狭窄症による水腎症)(*)
仙骨腫固定術(骨盤臓器脱)(*)

当院でも2021年9月末までに694例の患者さんが泌尿器科でロボット支援手術を受けられました。ロボット手術の最大のメリットはなんといっても出血が少ないことです。特に前立腺癌の手術、膀胱悪性手術の手術に関しては手術中輸血が必要となることが多く、以前は必ず術前に数週間かけてご自身の血液を1200mlほど貯血し、術中に輸血する必要がありました。ロボット手術が導入されてからは手術中の出血が少ないため、術前に貯血することはなくなっています。それ以外の利点としては拡大視野で細かい手術が可能であり、機能温存に関して有利な点が挙げられます。当院でも泌尿器科以外の分野では、婦人科の子宮摘除術はすでに行われており、外科の直腸腫瘍に対する手術もこの秋から開始が予定されております。今後さらに保険適応が拡大し、各科の手術がロボット支援下で行われていくと思います。



手術支援ロボット ダ・ヴィンチXi

税金よもやま話

第
119
回東京地方税理士会 藤沢支部
税理士 嶋田一郎

「仮想通貨と税金の仕組み」について教えてください！

最近「暗号化資産」という言葉をニュースやCMでよく見かけるようになりました。暗号化資産とは、「仮想通貨」とも呼ばれ、ビットコインやイーサリアムなど、十数種類が日本の取引交換所で購入できます。今回は「仮想通貨と税金の仕組み」についてお話ししたいと思います。



●仮想通貨って聞いたことがあります！

- 仮想通貨は、円やドルなど法定通貨に代わる決済手段として2009年頃アメリカで運用が開始されたと言われています。
- 数年前に「億り人」すなわち、「1億円以上儲かった」という言葉がニュースを騒がせましたが、コロナ禍以降、世界的な経済情勢への不安や、将来的な決済手段としての利便性への期待から仮想通貨の価格は高騰しました。
- ビットコインを例にとると、2015年12月時点で1ビットコインあたりは約5万円、コロナ禍前の2019年12月時点では80万円。そして、コロナ禍で価格がさらに高騰し、2021年4月中旬には、最高で約690万円となりました。
- 2015年と比較すると価格差は130倍以上、コロナ前の2019年と比較しても8倍以上になっています。

●短期間でそんなに値上がりしてしまうんですね？

- ただし逆もありで、短期間に値下がりすることもあります。現状は、数時間単位で価格が大きく変動するのが仮想通貨の特徴です。
- 今年の4月中旬に最高値を付けたと申しましたが、2021年9月27日の17時の時点では約482万円となっています。現状では決済手段というよりハイリスクな投資商品という性格が強いものとなっているので、投資には注意が必要です。

●仮想通貨を買いたい場合はどうしたらよいのでしょうか？

- 日本には仮想通貨の取引交換所が2021年8月末時点で32カ所あります。取引交換所の運営業者と契約し、そこに口座を作って仮想通貨を購入するのが一般的です。

主な取引交換所	主な取扱い通貨	運営会社
bit Flyer	ビットコイン、イーサリアム	株式会社 bitFlyer
Coin check	ビットコイン、ネム、リップル	コインチェック株式会社
GMO コイン	ビットコイン、イーサリアム	GMO コイン株式会社

●仮想通貨を売却して大きな利益が出た方もいると思いますが、この場合の税金について教えてくださいませんか？

- 会社員など、給与所得者が仮想通貨の売却によって得た利益は、原則として雑所得に区分されて、他の所得と合算する総合課税となります。
- 売却金額から仮想通貨の取得価額をマイナスして所得金額を計算します。

●仮想通貨を何度も売買した場合は、どのように所得金額を計算すれば良いのでしょうか？

- 2018年以降の仮想通貨取引については、国税庁から運営業者に対して、「年間取引報告書」を発行するようお願いされています。年間の所得金額は、その報告書に基づいて計算します。
- ただし、この発行は運営業者によってまちまちの様で、年間取引報告書が発行されない場合は、Web上の取引履歴ページなどからCSVデータをダウンロードして、ご自身で所得金額を計算する必要があります。

●投資をするという意味では株式投資に似ているように思いますが、何か違いがあるのでしょうか？

- 上場株式の売却益は原則として申告分離課税の譲渡所得となります。証券会社の特定口座で、源泉徴収されている場合は確定申告をする必要がありません。逆に確定申告をすることで損失を3年間繰り越すことも可能です。
- これに対して、仮想通貨は前述のとおり、総合課税の雑所得となります。会社員などの給与所得者の場合、20万円超の利益が出た場合は必ず確定申告をする必要があります。
- そして、仮に損失が出た場合でも、その損失を繰り越すことはできません。

種類	課税方式	所得区分※	備考
上場株式の売買	申告分離課税など	譲渡所得	損失の繰越可
仮想通貨の売買	総合課税	雑所得	損失の繰越不可

(※ 原則的な所得区分)

- さらに、上場株式と異なる点として、仮想通貨は売却したとき以外でも所得が生じる点に注意が必要です。

●売却以外で所得が生じる事がある、というのはどういう事でしょうか？

- 仮想通貨は取引交換所内で、他の仮想通貨と交換する事ができます。例えばビットコインで、他の種類の仮想通貨を購入するイメージです。
- この場合、交換取得した仮想通貨の価格と、交換のために差し入れたビットコインの取得価額との差額が所得金額となります。

●それは注意しないとイケないですね。

- この他、仮想通貨については、レンディングサービスといって仮想通貨を貸し付けて利息収入を得る仕組みや、仮想通貨の流動性を高めるための分割というイベントなど、仮想通貨の仕組み自体まだ発展の途上にあるので注意が必要です。
- 今年、多額の利益が出て、ご自身での確定申告について不安がある方は、早めにお近くの税理士へご相談していただければ、お願い致します。

「知って得する？」社労士の独り言 第44回

復活した小学校休業等対応助成金

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

本年3月31日で終了した小学校休業等対応助成金が、9月30日に令和3年8月1日から令和3年12月31日までの期間限定で復活しました。申請期限、助成内容、対象となる有給休暇の範囲及び申請の提出先を除けば、令和2年6月12日版新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金のご案内（支給申請の手引き）と変わっていません。

ただし、令和3年4月1日から新設された両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）、以下「19-Ⅲコロナ感染症対応特例助成金」と言う。）との対応で、令和3年8月1日から9月30日までの期間は、小学校休業等対応助成金と19-Ⅲコロナ感染症対策特例助成金のいずれかを選択して申請し、受給することとなります。

小学校休業等対応助成金と19-Ⅲコロナ感染症対応特例助成金との違いは次のとおりです。

小学校休業等対応助成金	両立支援等助成金（育児休業等支援コース） 新型コロナウイルス感染症対策特例
* 特別有給休暇制度の就業規則等への規定化不要 * 両立支援制度（テレワーク等）の社内周知不要 * 対象労働者の日額換算賃金額（※上限あり）×有給休暇の日数 ※上限 13,500 円又は 15,000 円 * 1 事業主あたりの支給上限人数なし	* 特別有給休暇制度の就業規則等への規定化必要 * 両立支援制度（テレワーク等）の社内周知必要 * 労働者 1 人あたり 5 万円 * 1 事業主につき 10 人まで（上限 50 万円）

それでは、復活した小学校休業等対応助成金の概要をお示しします。支給申請様式の取得等、詳しくは末尾記載のURLから厚生労働省のホームページをご参照ください。

新型コロナウイルス感染症による『小学校休業等対応助成金』の概要

【支給要件】 細かな支給要件があります。必ず「支給申請の手引き」等をご確認ください。

- ①雇用する労働者の申出により、令和3年8月1日から同年12月31日までの間に、以下のいずれかに該当する有給休暇を取得させたこと。
 - ㊦新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇
 - ㊧新型コロナウイルス感染症に感染した又は風邪症状など感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇
- ②①の有給休暇は、労働基準法第39条に定める年次有給休暇とは別のものであること。
 - ※就業規則等が未整備でも要件に該当する休暇を付与すれば対象となります。
 - ※年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合でも対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えた場合は労働者本人の同意が必要です。
- ③①の有給休暇は、年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われるものであること。
- ④上記①の労働者が、申請日時点において1日以上勤務していること。

【助成内容】 対象労働者の日額換算賃金額（上限 13,500 円又は 15,000 円）× 有給休暇の日数

【申請期限】 ①令和3年8月1日～同年10月31日の休暇：令和3年12月27日（月）必着 ②令和3年11月1日～同年12月31日の休暇：令和4年2月28日（月）必着

【必要書類】 小学校休業等対応助成金のご案内の4頁の（3）必要書類をご参照ください。

- * 雇用保険被保険者用と雇用保険被保険者以外用の2種類の申請様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。

【提出先】 管轄する都道府県労働局（神奈川労働局）雇用環境・均等室に郵送

参考文献： 厚生労働省のホームページ

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

小学校休業等対応助成金（リーフレット）R3.9.30 版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836693.pdf>

支給申請の手引き R3.9.30 版（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金のご案内）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000839471.pdf>

両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000823917.pdf>

国税庁からのお知らせ

国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください

～所得税の確定申告で e-Tax をご利用いただくメリット～

- 税務署に行かずに自宅から申告できます。
- 生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。
※法廷申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。
- 自宅や税理士事務所から e-Tax で提出された還付申告は3週間程度で処理しています。
※1月・2月に提出された場合は、2～3週間程度で処理しています。
- 確定申告期間は24時間いつでも利用可能です。
※メンテナンス時間を除きます。

～マイナポータルを活用して所得税の確定申告を簡単・便利に～

令和3年1月から、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要な書類のデータを一括取得し、所得税申告書へ自動入力することが可能となりました。令和4年1月からは「ふるさと納税」や「地震保険料控除証明書」、2月上旬からは「医療費（令和3年分については、令和3年9月分から12月分）」のデータが新たに取得可能となります。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用登録が必要です。

是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。

詳細については、国税庁ホームページ「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご覧ください。

～国税庁ホームページからの確定申告 (e-Tax) ～

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成できますので、是非ご利用下さい。

これまでパソコンで「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税の申告書を作成し、送信する際には、ICカードリーダライタが必要でしたが、令和4年1月からは、パソコンの画面に表示される二次元バーコードを対応スマートフォンで読み取ることで、ICカードリーダライタが無くても、e-Tax 送信が可能となります。

また、給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方、特定口座での株式等の譲渡所得等を申告される方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

是非、スマートフォンで e-Tax をご利用ください。

公的年金を受給されている方へ

以下の全てに該当する場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告は、必要ありません。

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※1）
- 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※2）

■所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

■国税庁ホームページでは、画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、税額など自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。（※3）

■確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、毎回マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

■確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずにおねがいします。

■公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

※2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額・給与所得控除等
雑所得（公的年金等以外）	個人年金、原稿料など	総収入金額・必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	株式会社の配当や投資信託の収益分配金	収入金額・株式など元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	（総収入金額－収入を得るために直接要した金額・特別控除額【最高50万円】） × 1/2

※3 スマートフォンでもご利用いただけます。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス

<https://www.nta.go.jp>

地域の会員企業紹介

おかたづけヌノカワ (株式会社フジサワベース)

- 業 種** 遺品整理、生前整理、特殊清掃
- 事業内容** 神奈川県内を基本エリアにご遺品の整理を行っております。「ご遺族の方に新たなスタートをしていただくための心の整理」のお手伝いをさせていただきます。「安心していただける確かな技術」遺品整理士認定協会会員、事件現場特殊清掃センター会員、日本除菌脱臭サービス協会会員のメンバーにて対応いたします。
- 代表者** 布川 明
- 住 所** 〒252-0804 藤沢市湘南台 7-9-9
- 電 話** 050 (6870) 2114
- FAX** 050 (3588) 8018
- H P** <https://okataduke-nunokawa.com/>
- メール** info@okataduke-nunokawa.com



おかたづけヌノカワ



SANDYアカデミー有限公司

- 業 種** 外国語教室
- 事業内容** アットホームな外国語専門スクール。英会話、中国語、フランス語などのコースがございます。外国人先生が丁寧に指導いたします。オンラインレッスンも実施しております。
- 代表者** 高島 センディ
- 住 所** 〒252-0804 藤沢市湘南台 2-7-7
イザワビル 302
- 電 話** 0466 (44) 1886
- FAX** 0466 (44) 1886
- H P** <http://sandyacademy.jp/>
- メール** sandyeikaiwa@yahoo.co.jp



フジヨシ電機 (株式会社 藤吉)

- 業 種** 電気設備工事 空調工事
- 事業内容** ・電気設備工事
・空調工事
- 代表者** 加藤 芳郎
- 住 所** 〒253-0042 茅ヶ崎市本村 4-12-12
- 電 話** 0467 (53) 5314
- FAX** 0467 (67) 0119
- メール** e-fujiyoshidenki@ac.auone-net.jp



令和3年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

口座振替契約の皆さまへ
令和3年度下期(令和3年10月1日～令和4年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。
また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌のご案内とさせていただきます。
尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。
※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。
■引落日：令和3年11月15日(月)
口座振替契約をされていない皆さまへ
12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です！ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会
事務局・0466-22-6444

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

おじゃましました♪ 会員訪問

vol.040 独自の製法が今に続く「長後製パン」さん

湘南あんぱん



上質な生クリーム入りあんぱん
小倉・こし・コーヒー・お茶・ずんだ・焼栗
6種類でお得なセットも販売中!



▲藤沢産パン用小麦「ユメカオリ」を使用した「湘南藤沢小麦」。もちりとした食感とお米のほのかな甘さが特徴です。

長後に工場と店を構えて約1世紀。地産地消の小麦パンが人気

独自の伝統製法でパンを作り続ける「長後製パン」。湘南ではお馴染みのパン屋さんです。創業は大正15年(1926年)、「光月堂菓子輔」という和菓子店からスタートし、昭和23年「長後製パン有限会社」を設立、昭和36年には市内でも珍しいケーキを製造し、ロワール光月堂という屋号がつけました。

3代目・齋藤伸一さんは大学卒業後、軽井沢の老舗パン屋「浅野屋」で修行を積んだ後「長後製パン」に入社。「学校の給食パンは、戦後すぐから製造していたから、すでに70年は続いています」。

平成20年より、藤沢市内の遊休農地を利用したパン用の小麦を農業生産者とともに生産を開始。「湘南藤沢小麦」とネーミングされたパンは、藤沢市内の

学校給食でも取り入れられています。

給食だけでなく、業務用パンの製造も行い、レストランやホテルは料理に合わせたオリジナルパンを提供。病院や施設は塩分控えめで喉につかえないもの。園や学校はアレルギー対応、栄養価や硬さなどに配慮した特注パンを製造しています。

今後について何うと、「地元への恩返し of 気持ちと地域貢献です。子どもたちの将来を考えると、食品は輸入にばかり頼れません。土地を有効活用した地産地消の循環型の形を残したい」と齋藤さん。

収穫した米を加工して製品化する取り組みも始めました。時代を先読みする「長後製パン」の新たなチャレンジはまだまだ続きそうです。



地域密着、地域貢献。
地元で長く愛され続ける
パン屋さんを
目指します!!

神奈川県パン協同組合連合会 理事
神奈川県パン・米飯協同組合 副理事長
株式会社かながわパン会館 副社長

▶店内には、食パン・菓子パン・調理パンなどが並ぶ。新江ノ島水族館で提供するパン類も製造。写真は「江ノ島しらすカレーパン」



大正15年(1926年)。和菓子店「光月堂菓子輔」としてスタートしました。

長後製パン株式会社

本社・工場 神奈川県藤沢市高倉877
TEL:0466-44-0045 FAX:0466-44-0425

「ロワール光月堂 本店」
ライフピアショッピングセンター内
TEL:0466-88-3224

「ロワール光月堂 大庭店」
神奈川県藤沢市大庭5061-2
TEL:0466-43-1566

湘南経理代行株式会社

経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

経理代行の メリット

↑
生産性向上
クラウド化
システム活用
マニュアル化

↓
コスト削減
人件費削減
採用費削減
教育費削減

🌀
本業へ集中
営業へ集中
実務へ集中
事務作業の削減

🔍
属人化防止
業務の見える化
マニュアル化
退職リスク回避

⚙️
不正防止
不正防止
悪用防止
情報漏洩防止

充実の サービス 内容

📝 **記帳**

📊 **給与計算**

💰 **銀行振込**

📄 **請求書発行**

書籍をご希望の方はご連絡下さい。プレゼントいたします。 担当：薄井

TEL 0466-21-8601

FAX 0466-25-6968

『社長さん！ 経理はプロに任せなさい！』

主な内容

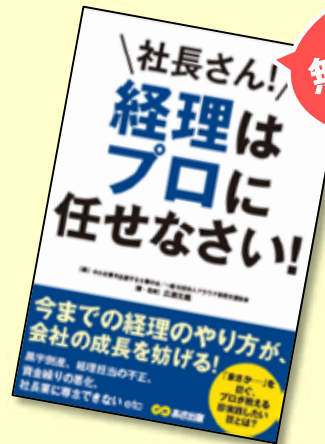
- ▶ 会社が倒産するたったひとつの理由
- ▶ その経理でほんとうに大丈夫ですか？
- ▶ 経理を「見える化」してスリムにする
- ▶ 経理を「標準化」して生産性を上げる
- ▶ 経理を「アウトソーシング」して会社を成長させる

湘南経理代行株式会社

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-1-15 藤沢リラビル

TEL : 0466-21-8601 FAX : 0466-25-6968

<http://経理代行.jp/shonan/>



無料進呈！